

伊奈波界限まちづくり協定

伊奈波通1丁目自治会
伊奈波通2丁目自治会
伊奈波通3丁目自治会
末広町南組自治会
末広町北組自治会
末広町西組自治会
万力町自治会
新桜町自治会
米屋町自治会
白木町自治会
中竹屋町自治会
大和町自治会
松屋町自治会
栄扇町自治会
矢島町1丁目上組自治会
矢島町1丁目中組自治会
矢島町1丁目下組自治会
矢島町2丁目自治会
木造町東組自治会
木造町西組自治会

伊奈波界限まちづくり会

2005年7月24日締結

2005年7月24日施行

前文

私たちが住む伊奈波界限は、齋藤道三・織田信長の時代から伊奈波神社の門前町として栄え始め、江戸・明治・大正・昭和と時代を経るなかで、独自の歴史や文化を積み重ねてきました。その名残りは、いまでもなお、歴史的な景観や祭りなどの行事に色濃く残っています。

また、ここ伊奈波界限は、金華山のふもとに位置することから、自然が身近に感じられるまちでもあります。花や緑に囲まれた生活は、都心にあることを忘れさせるほどです。

このような歴史的・文化的な資源や自然環境に恵まれた伊奈波界限はわたしたちの生活に潤いを与えてきました。この界限に暮らすことをわたしたちは誇りに思い、ここでの落ち着いた、風情ある暮らしはわたしたちに安全と安心を与えてくれます。また、来訪者にも憩いの空間を提供しています。

私たちは、この誇るべき伊奈波界限を子々孫々にまで伝えていきたいと思えます。そのために、ここに「伊奈波界限まちづくり協定」を定め、これからも互いに協力し、話し合いながらまちづくりを進めて参ります。

本文

はじめに 旧岐阜町の歴史の中心として発展してきた伊奈波神社界隈において、地域を愛し、その活力を取り戻すために、地域の自然・まち・文化を守り、景観環境を活かした新たな発展と地域の活性のために、地区計画をめざして、ここに住む私たちみんなで作る「まちづくり協定」の遵守と育成を実現していくものです。

基本方針 (1) 伊奈波界隈の自然環境と、そこに伝わる歴史・文化を継承します。
(2) 伊奈波界隈に住む私たちが誇りを感じ、界隈への来訪者にとっても魅力ある景観を形成します。
(3) 安全で安心して暮らすことのできる住環境を創り出します。

テーマ (1) 四季を感じられる花と緑のあふれるまちづくり。
(2) 人情味あふれ、自然景観と調和した落ち着いた雰囲気のある昭和の原風景を残したまちづくり。
(3) 祭り文化を活かしたまちづくり。

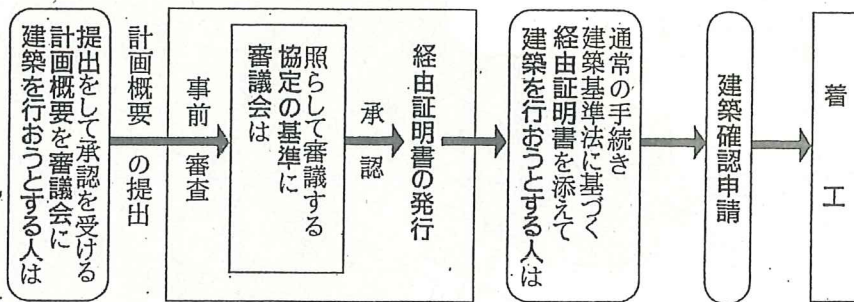
区域 伊奈波通1丁目、2丁目、3丁目、末広町南組・北組・西組、万力町、新桜町、米屋町、白木町、中竹屋町、松屋町、矢島町1丁目上組・中組・下組、2丁目、木造町東組・西組、栄扇町、大和町

運営組織 地域の運営に関する事項を処理するために、「伊奈波界隈まちづくり審議会」(以下審議会)を設置します。

運用 地域内において、建築物等の新築および建築物の外観・扉に関する増改築の行為を行おうとする人は、その行為の計画概要を「伊奈波界隈まちづくり審議会」に届け出て、事前審査を受けます。

[審議会の仕組み] 審議会は、界隈に住む住民で組織し、関係機関や学識経験者と綿密な連携のもとに目的の達成に努めます。なお、審議会の運営基準は別途定めます。

[審議会の流れ図]



整備計画 用途の制限 (1) 風俗営業およびこれに類するもの。
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、低照度の飲食店、麻雀屋、パチンコ店、スロットルマシーン、テレビゲーム店など、その他これらに類するもの。
(2) 風俗営業法による宿泊休憩施設および物品販売業。
ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップなど、その他これに類するもの。
(3) 建築基準法によるボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場。
(4) 建築基準法による工場および倉庫業を含む倉庫等はずりません。

高さの制限 敷地地盤面からの建物の高さは、20m(6階建程度)以下とします。

形態と意匠 (1) 建築物の外壁の色は、界隈の基本的な色調と調和し、屋根は、景観に相応しいものとし、できる限り日本瓦葺調を望みます。
(2) 建築物の外観は、町並みとの調和に配慮します。
(3) 垣とは、生垣、板垣、竹垣、土塀、石積をさし、防災および景観上好ましくないものはつりません。

緑化 (1) 敷地内はもちろん界隈の桜や樹木の保存・育成・管理に努めます。
(2) 建築物の周囲および駐車場、空き地の道路側の緑化に努め、潤いある空間づくりを進めます。

屋外広告物 (1) 自家用のみとし、独立広告物や有害看板等は禁止します。
(2) 外壁面からの袖看板は、側溝の上にはみださないものにします。
(3) 看板の色は、原色に近いようなきつものは設置しません。

附則 本協定は、平成17年7月24日より施行する。

■伊奈波界限まちづくり協定による審議会運営基準

1. 本協定の適切な運用を図るため、「伊奈波界限まちづくり審議会」を設置する。
(以下審議会という)
 - ①審議会委員は、自治会連合会長と連合会推薦自治会長、当該自治会長、伊奈波界まちづくり会の推薦する者で構成する。
 - ②審議会は、委員の互選により会長を選任し、伊奈波界限まちづくり会の会長が招集し、座長を務める。
2. 「審議会」は、次の事項を管掌する。
 - ①本協定の適用区域の決定、変更。
 - ②本区域において建築物等の新築および建築物等の外観・塀に関する増改築行為に関する事前協議および審査する。
 - ③審議会の運営については、伊奈波界限まちづくり会会則に沿って行う。
3. 審議会は、必要に応じて学識経験者・公共団体等関係機関の出席を求め、専門的・技術的意見を聞くことができる。
4. 岐阜市アドバイザー制度により、伊奈波界限まちづくり会のアドバイザーとして岐阜大学地域科学部・山崎仁朗助教授を総会に置いて承認。

